

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和元年9月10日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 零時07分

出席者 委 員 委員長 古 沢 ちい子

大 浦 兼 政 浅 野 貴 之 内 海 まさかず

針 谷 育 造 白 石 幹 男 松 本 喜 一

梅 澤 米 満

議 長 大阿久 岩 人

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 川 上 均

大 谷 好 一 坂 東 一 敏 青 木 一 男

茂 呂 健 市 小久保 かおる 氏 家 晃

入 野 登志子 千 葉 正 弘 永 田 武 志

福 富 善 明 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫

小 堀 良 江 福 田 裕 司 中 島 克 訓

天 谷 浩 明

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 新 村 亜希子

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	橘	唯	弘
保健福祉部長	藤田	正	人
子ども未来部長	高橋	礼	子
市民生活課長	大山		勉
環境課長	福田	欽	也
環境課主幹	伏木	広	安
斎場整備室長	海老沼	博	行
人権・男女共同参画課長	毛塚	加奈	子
福祉総務課長	渡辺	健	一
地域包括ケア推進課長	首長	正	博
健康増進課長	石川	交	子
健康増進課主幹	白石	孝	江
子育て支援課主幹	清水	孝	之

令和元年第4回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和元年9月10日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第 99号 栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の制定について
- 日程第2 議案第105号 栃木市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第106号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第107号 栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第5 議案第108号 栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第6 議案第109号 栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第110号 栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 96号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）
- 日程第9 議案第 97号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（古沢ちい子君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（古沢ちい子君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（古沢ちい子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第99号 栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 斎場整備室の海老沼です。よろしくお願いいたします。

栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の制定についてですけれども、こちらにつきましては新斎場をPFI法に基づくBTO方式で進めるに当たり、事業者の選定について総合評価一般競争入札方式を行うことを想定しております。競争性、公平性及び透明性を確保し選定するための附属機関として栃木市新斎場PFI事業者選定委員会を設置する必要があるからであります。

説明については以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ご説明ありがとうございました。

議案書の22ページの第3条、委員会の委員の組織の件について質問いたします。これは、学識経験者と市長がその他必要とする者とありますが、市役所のほうからは誰か職員として入るのはいるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 行政側からの委員の予定はありません。全て外部有識者を予定しております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 条例の中身も説明するのかなと思ったのですが、説明がなかったということで、まず入札の仕方が総合評価一般競争入札ということで、具体的にはどういった提案の仕方というのですか、それはどうなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 総合評価入札方式ですが、こちらについては入札価格だけではなく、15カ年という長期の運営、維持管理をしていただくこととなりますので、どういった内容で維持管理をしていくか、また施設の構成についても事業者の提案をもとに決めていきたいと考えております。そのための総合評価とさせていただきます。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それで、先ほど浅野委員の質疑に外部の人を充てるということなのですが、やはりPFIということでなかなか栃木市としてもノウハウを持っていないという中で専門的な人を選ぶと思うのですが、そこら辺の人選というのですか、そこら辺はどういうふうにしようと思っているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 斎場ということで特殊な施設であります。そういった面から考えまして、建築、環境、経済、それと過去にPFIの選定事業者の選定委員をやられた方を中心に今交渉をしている最中であります。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかにいかがですか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） PFIの関係で入札総合評価で価格等提案ということで、この割合はどのくらいを望んでいるのか、考えているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 割合につきましてですが、これから評価基準というのを選定委員会のほうで中身について決めていきたいと考えております。その中で価格、それと性能についての割合というのも決めていきたいと考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、事務局では案がないということですか。お願いするということなのですか。主体性を持って私はやるべきだと思いますけれども。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 先例地、斎場ですと今現在全国で19の施設がP F I 事業で行っております。その先例地を参照して割合のほうは決めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 第8条で意見の聴取ということで、必要があると認めるというふうになっているのですが、どういう事態のとき必要があるとなるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 事業者選定に当たりまして及び評価基準を選定するに当たりまして、先ほど申したとおり斎場という特殊な機能を持っている施設でありますので、多岐にわたる分野での意見を求めることが想定されます。現時点でこういったものが想定されるかわかりませんが、そういった場合に対応できるよう委員の招集ができるような条文になっております。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第99号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第2、議案第105号 栃木市消費生活センター条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第105号 栃木市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は37ページから38ページであります。また、議案説明書はその1の40ページから43ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明をさせていただきますので、議案説明書の40ページをごらんください。議案第105号 栃木市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由でございますが、本庁舎での市民相談、消費生活相談に一元的に対応できるようにすること及び福祉部門との連携強化が図られるよう消費生活センターを本庁舎市民生活課内に移設するに当たり、栃木市消費生活センター条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、栃木市消費生活センターの位置を改めるというものであります。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、42ページと43ページをごらんください。消費生活センターの位置を栃木市入舟町15番5号から栃木市万町9番25号に改めるというもので、具体的には入舟庁舎から栃木市本庁舎の市民生活課内に移転するというものです。

続きまして、議案書によりご説明をさせていただきますので、議案書の38ページをごらんください。条例の制定文については、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則でございますが、この条例は令和2年の1月1日から施行するというものであります。具体的には令和2年の仕事初めの1月6日から本庁舎内で消費生活センター業務を開始するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 消費生活センターというのは、当初予算では交流センターの中に入る予定だったのですけれども、そしてそれで予算もとった覚えがあります。結構ネットを通じさせなけ

ればいけないだ、防犯カメラをつけなければいけないだというので、それなりの金額をとった覚えがあるのですけれども、変わった理由というものを教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） まず、第1点は、先ほどの議案の説明の中でも申し上げましたが、市役所内で連携を図るということで、市民相談と一体的、なおかつ福祉に関係ある業務ということの相談があれば、その福祉業務ともすぐに連携がとれるということで、市役所内に市民消費生活センターを置いたほうが消費者側にとっても都合がいいというか、運営上いいのではないかとということもあって、こういったことで判断をさせていただきました。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それというのも初めからわかっていることで、だから去年までなぜ交流センターの中に入れようとしたのかというものを説明してください。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） まず、第1点は、スペースの問題がありまして、今年度初め市民生活課内の機器類を撤去できたということがあって、スペースが確保できるというような状況がわかったということがまず第1点にあります。それから、外部のほうで消費生活センターだけを置いておくとトラブル等が発生したという事実もありまして、であれば職員が目が届く市民生活課内に置いたほうが消費生活相談員にとっても安全であろうという判断から、こういったことで変更させていただいたということでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 2つあるのですけれども、市民交流センターのほうはあれだけの建物の中に、入るものがないので、事務室が3つあったりとか、2つですけれども、もう一個予備室という形になっていたり、空きスペースがたくさんある。それをうまく利用するというものならば市民交流センターの中に、今までのとおりでよかったのではないかなというふうには思うのですけれども、連携強化ということですが、今までそれでやってきて、それで問題があったのかという部分はどうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 職員が目が届かないでトラブルという問題が一番大きいかなというふうには考えております。消費生活の相談に来られた方とのトラブルがあったということがありましたので、そういったことで考えれば職員がすぐに対応できる場所に置くべきではないかということで判断で、こういったことで至りました。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その相談の方とのトラブルというものは、職員が対応しなければ解決できないものなのですか。どこであつてもそういうものはやっていかなければいけないことだとは思

うのですけれども、そういうものなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 通常は、消費生活相談員が対応すべきものではあるかと思うのですが、中には特殊な事例もありますので、この事件に関しては職員が対応すべきものであったというふうに理解をしております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 何か大きな事件があったという印象を受けるのですけれども、当初予算というか、今までは交流センターの中に入れるというものをわざわざ市役所のスペースをあけて、そこの中に入れるというようなほどの事件というものがどういことがあったのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 具体的にはおどしというか、強要というか、そういったものが消費生活相談員に、実際相談に来られた方なののですけれども、それが途中から変わったという形で、おどしのようなものがあったというようなことであります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、今度はこれをするによって当初予算が変わってくると思うのですけれども、結構つけた覚えがあって、実を言うときょうの補正の中にもちょっと出ているのですけれども、その金額というものは大分3分の1ぐらいになっていたのですけれども、トータル的に見ると、かかるお金というものは減ったのでしょうか、増えたのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 実は、国のほうとパイオネットという特殊な専用の回線で国のパソコンとつないでいるところがありまして、それが交流センターのほうだと比較的安易にというか、結べたのですが、それが市役所内ですと天井をはわせたりとかいろいろなやつがあるので、この後補正予算のところでもご説明をさせていただくことになると思うのですが、若干増加しております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 当初予算に、それは市民交流センターに入るという意味で予算をつけたのですけれども、それ以上にまたかかるということですか、こっちへ変えたことで。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） そのとおりでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） この件については、市民生活課内に置くということは私は賛成するのですけれども、この相談に来る件数というのは1年間でどのぐらいあるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 昨年度の状態で1,455件、1年間でありました。平成29年度が1,314件ということで、29と30はそれほど増加はしていないのですが、28が983件でありましたので、28から急激に増加して、また平成30年度になお増加しているという、年々増加しているという状況であります。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） これから来年度はもっと増えるのではないかと思うのですけれども、何人で対応しているのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 基本的には4人の相談員がおりまして、1日2名から3名が交代交代で相談に当たっているという状況であります。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） この件について、男性の相談員というのはいるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 現在のところは女性の相談員だけでございます。県内でも男性がいるところというのは二、三カ所で、ほとんどが女性の相談員というのが多くなっております。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） いろいろな問題が、どなったり、けんかになったりという状況があるかなと思うのです。そういうときにはやはり男の方が1人おられたほうがいいのかないかなというふうには自分では思っていたのですけれども、女性で対応できるならそれが一番いいことだと思うのですが、それにここでは対応し切れないので、警察にお願いするかほかのところ、例えば弁護士だとか、ほかのところに相談に行ったほうがいいのかというようなことはあるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 消費生活相談からちょっと外れたものについては、弁護士相談をお勧めする場合もございますが、今回本庁内に持ってくるということは、その女性だけの相談員から目の届くところに男性の職員がいるということにもつながっていきますので、そういったことも踏まえて安全性というか、そういったところではよくなるのかなというふうには思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） では、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 以上で、質疑はないので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第105号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第3、議案第106号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 引き続きましてよろしくお願いたします。

ただいまご上程をいただきました議案第106号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は39ページから40ページであります。また、議案説明書はその1の44ページから49ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の44ページをごらんください。議案第106号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由でございますが、住民基本台帳法施行令の一部改正が行われまして、住民基本台帳に旧氏、この場合は法律で旧氏と言っておりますが、旧姓のことです、を登録することができるようになったため、印鑑の登録事項にも旧氏を加える必要があるということ、また性同一性障がいなどの方々の人権に配慮するため、男女の区分が不要なものについては性別欄を廃止することが求められており、印鑑の登録事項から性別欄を削るに当たり、栃木市印鑑条例の一部を改正する必要があるため議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、印鑑の登録事項に旧氏を加え、男女の別を削るというものでございます。

参照条文については、省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、46ページと47ページをごらんください。現行では第5条第2項第3号が氏名と外国人の通称というような言い方をしているのに対し、改正では氏名の後に氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の

記載がされている場合には氏名及び旧氏というように旧氏も記載することとしております。

また、現行では、第4号が男女の別となっておりますが、改正案ではそれを削り、第5号以降を1つずつ繰り上げているというものであります。

第6条については、登録することのできない印鑑はどのようなものであるかをうたっているものですが、改正案では旧氏をあらわしているものでも登録が認められることとしています。

続きまして、議案書により説明させていただきますので、議案書の40ページをごらんください。条例の制定文につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則でございますが、この条例は令和元年11月5日から施行するというものでありますが、これは平成31年4月17日に公布されました住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行日が11月5日となっていることによるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 旧氏が追加されるということになるのだと思うのですが、この意味というのはどういうふうなことなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 実際には国のほうでの動きにはなるのですが、旧姓というか、旧姓という言い方をさせていただくのですが、を使って職業生活、職場で旧姓を使っている方がそのまま旧姓を使っているいろんなことをしやすいようにという意味で、国のほうでは旧姓をそのまま住民票とか印鑑証明とかに記載したほうが良いというようなことの流れから制度の改正が行われたものと思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 旧氏ということで、結婚されている方が前の名前を名乗ることができるというふうに捉えてよろしいのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） そのとおりでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それと、前にあった男女の別というものが今回なくなるのですけれども、これは先ほどの説明だと法律でそういうふうな形になるという形だったと思うのですけれども、そういう形、法律でこうなるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） もともとは、男女の別を入れろというのが原則ではございました。ただ、平成28年だったと思うのですが、国のほうから男女の別を除いてもいいというようなのが示されまして、それによって全国の自治体でもこの印鑑証明の男女の別を除くところが徐々に出てきておまして、県内でももう既に小山市と宇都宮市は除いているということもあって、昨年度人権のプランの中でもこういったことについては進めていくべきであろうということをやりましたので、それに基づいて今回の制度改正にあわせて男女の別を削ったということになります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 性的少数者に対する配慮、またそういうものがもう我々が思っているところ以上に出てきているのかなと、国のほうでもそうだというふうには思うのですけれども、これはやっていくべきだろうとは思いますが、そのことによっての弊害というか、混乱というか、そういうものはある、栃木市ではまだやっていないので、わからないですけれども、そういう事例というものはあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 既に先行している自治体では、そういったことはないというふうに伺っております。もともとは男女の別を必要とするものではなくて、あくまでもこの人の印鑑はこれだということを証明するものでありますので、特に問題はないと考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、これは証明ということになるわけですが、行政全体ではやはりこの方向で全ての行政が進む可能性というものはあるということですね。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） これ私立場的にちょっと微妙で、市民生活課の立場としては今できるものはこういったことということでありまして、ほかにも昨年の人権政策推進プランの中でもこういった男女の別が除けるものについては全部除いていこうということで、上層部のほうからもそういった指示が出ておまして、各所管課もそういったことについて検討をしているというところがございますので、今後こういったことで必要のない男女の別の欄については除かれていくものと考えております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

○委員（針谷育造君） 了解です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第106号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第4、議案第107号 栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） よろしくお願いたします。

ただいまご上程をいただきました議案第107号 栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案書は41ページから42ページ、議案説明書はその1の50ページから55ページになります。

初めに、議案説明書からご説明をさせていただきますので、議案説明書その1の50ページをお開きいただければと思います。

提案理由であります。一般廃棄物処理手数料の改正といたしましては、お手数ですが、52ページ、53ページをごらんいただければと思います。今回改正しようとする一般廃棄物処理手数料の種別としましては、別表のし尿、動物の死体、粗大ごみの3つの処理手数料について平成30年12月に策定いたしました使用料、手数料の見直し方針に基づき改めようとするものでございます。

まず、し尿の手数料につきましては、し尿の収集運搬は許可であるため、許可業者がし尿を直接収集運搬し、手数料は業者の収入となっております。し尿の手数料は、平成27年10月に改正をしたところでありまして、県内市町と比較してまだ低い傾向があり、受益者負担の適正化を図るため、県内市町とのバランスや消費税率引き上げの影響も考慮し、処理手数料を改正する必要が生じております。

動物の死体の手数料につきましては、亡くなったペットの犬猫などについて、死体の回収依頼があった場合は市の職員、または臨時職員が依頼のあったお宅まで伺いまして回収をしております。動物の死体の手数料は、合併以来据え置きとなっております。今まで消費税を手数料に転嫁はしておらず、県内市町の中では低い金額でありますので、受益者負担の適正化を図るため、県内市町

とのバランスや消費税引き上げの影響も考慮し、処理手数料を改正する必要が生じております。

粗大ごみの手数料につきましては、粗大ごみの回収は家庭ごみ収集運搬業者に委託し行っておりまして、戸別回収をしております。粗大ごみの手数料については、合併時に統一した手数料を設定し、合併以来据え置きとなっております。今まで消費税を手数料に転嫁しておらず、本市と同様の容量及び重量で手数料の金額を定めております。県内市町の中では低い金額でありますので、受益者負担の適正化を図るため、県内市町とのバランスや消費税引き上げの影響も考慮し、処理手数料を改正する必要が生じております。

以上によりまして、栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

50ページにお戻りいただければと思います。中段になりますが、改正の概要につきましては、一般廃棄物手数料でありますし尿、動物の死体、粗大ごみの3つの手数料につきまして、それぞれ料金を改定し、施行につきましては令和2年の1月1日を予定しております。

参照条文については、省略をさせていただきます。

52、53ページをもう一度お聞きいただければと思います。条例改正の内容につきましてでございますが、新旧対照表でご説明をいたします。改正の内容ですけれども、1つ目としまして別表中、し尿の手数料についてでございますが、普通手数料としまして、一般世帯から搬出されるものになりますが、基本料金、これは人員制ですが、世帯人員1人につき一月400円を420円に改め、加算料金の回数制、一月当たり1回を超える収集1回ごとに世帯人員1人につき200円を210円に改め、加算料金の特殊加算金、特殊便槽を使用する一般世帯について収集1回につき550円を580円に改めようとするものであります。なお、特殊便槽とは水を使用する無臭トイレなどの改良便所のことで、水洗式くみ取り便槽と言われているものでございます。また、特別手数料といたしまして、こちらは便槽を使用する者が不特定多数の事業所等や特殊事情により普通手数料が不相当と思われる一般世帯から排出されるものになりますが、こちらは人員制ではなく重量制を適用しております。18リットル当たり200円を210円に改めようとするものであります。

次に、動物の死体の処理手数料でありますけれども、亡くなったペットの犬猫などの処理手数料1体につき1,000円を1,100円に改めようとするものです。

次に、粗大ごみの処理手数料についてでございますが、自転車、ストーブ及びファンヒーター、椅子等の容量及び容量が比較的少なく、収集効率がよいものの処理手数料について、1台につき500円を1,000円に改めようとするものです。

54、55ページをお聞きいただければと思います。机、ソファ、家具等の容量及び重量が標準的なものの処理手数料について、1台につき1,000円を2,000円に改めようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの説明で、料金の引き上げの根拠としてほかの自治体よりも比較的低いというのが主な理由だったかと、あとプラス消費税増税分ということだったのだけれども、とりあえずほかの自治体の状況というのは、全体的にし尿処理、粗大ごみまで含めてどういう状況なのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 例えばし尿につきましては、近隣ですと足利市とか鹿沼市なんかですと重量制をとっておりますが、例えば18リットル換算いたしますと……例えば宇都宮市では世帯割が210円で、人員割合が1人につき377円という形になりますので、比較的定額制をしている中では低いほうではないかなというふうに、料金体系が若干異なるものですから、例えば重量制と比較しますと、1人当たり大体平均しますと栃木市が59リットル程度のし尿の量になります。それを例えば1人当たり59リットルだという形で比較しますと、宇都宮市で587円、栃木市ですと改定後が420円という形になります。足利市では820円、鹿沼市では800円、日光市では720円という換算になりますので、ちょっと低目かなというふうには思っております。

あと、動物の死体については、足利市で1,440円、あと鹿沼市で1,400円、あとは回収していない市町村が多く、業者等の紹介という形が多いかと思えます。

粗大ごみにつきましては、同じように重量によつての定額をとっております矢板市が比較的効率のよいものが1,080円、容量が標準的なものが2,160円、比較的収集効率が悪いものが3,240円と収集効率が極めて悪いものが4,320円という形。あと、さくら市、塩谷町、高根沢町が同じように下から申し上げますと1,000円、2,000円、3,000円、4,000円という料金設定になっております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 実態はわかりました。

し尿処理ですけれども、し尿処理というのはやっぱり水洗ではないトイレのくみ取りというのですか、だと思ふのですけれども、大体今どのくらいの世帯がそういうふうな状況なのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） たしか3,400世帯ほどだったかと思えます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 普通は、最近では水洗トイレが多いということですがけれども、こういうくみ取り式のトイレを使っているという人たちというのは比較的、こう言つてはあれなのですが、アパートに住んでいるとか、そういう古いアパートに住んでいるとか、低所得者が多いのではないかなと思ふのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 確かに今でもし尿くみ取りという形の世帯は、ある程度低所得者の方が多いのかなというふうには思いますけれども、今回の手数料の引き上げによりまして、大体1世帯当たり月60円程度の値上げになるかなというふうに思います。年間で720円程度ということになりますので、そちらのほうはちょっと申しわけございませんが、負担をいただければというふうに思っております。また、収集業者のほうも年々し尿くみ取りの件数が減ってきておりますので、それを維持していくためにもある程度の料金設定が必要かなというところもありますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） このし尿の場合は、計算すると約1.05と、5%程度、5%ですよ。これは、やっぱり消費税が上がるからというようなのが主な理由ということによろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） もちろん消費税の2%分もございしますが、近隣市町との若干の差というものの分が約3%含まれております。本来もう少し近隣市町と比べれば引き上げてもいいのかなというふうにも思いますが、急に引き上げるということも、負担が急激に増えるということもなかなか大変だと思いますので、合わせて5%程度の引き上げを今回は考えさせていただきました。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もう一つというか、粗大ごみについて、これはかなり、倍になっているのです。ほかの自治体と比べてということですが、余りにも上げ過ぎではないかなという感じはするのですけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 今回引き上げさせていただいたのが一番下のレベルと下から2番目の部分ということで、次の3,000円と4,000円については引き上げはさせていただいておりません。こちらについては、引き取りに必要な原価といたしますが、それが大体1件当たり1万3,000円程度かかっておりますので、その辺も含めて今回は、心苦しいところありますけれども、引き上げのほうをお認めいただければというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） し尿のほうから私もいかせていただきたいと思いますが、先ほどの説明だと決して高くないというような説明だったと思いますが、県内のほかの市で見ると上から比べると高くないかもしれませんが、下から比べると高いのですけれども、これは物の言いようだとは思いますが、栃木市の今のあり方というものは、料金です、これはどこら辺に大体位置しているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 先ほども申し上げましたけれども、同じような例えば重量制にした場

合で比べてみますと、それほど高い位置にはいないというか、どちらかというところから数えたほうが早いぐらいの料金設定になっているかと思っています。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 比べようにも何リットルという形で比べているのですけれども、栃木市ではそうではないので、比べようがないかなという気がするのですけれども、それでも下から数えたほうが早いということなのですね。わかりました。比べようがないところでよく比べられているなという疑問を持ったのですけれども。

あと、ごみ処理というか、粗大ごみの収集なのですけれども、これも県内で見ると宇都宮市なんかは1個につき830円です。鹿沼市は200円、小山市は1,000円、下野市は無料だと。ほかにも無料というところはあるのですけれども、持ち込んだ場合には10キロ100円と、栃木市の半分以下だというような状況なのですけれども、それでも安いと、今までののが安いというふうな認識でいらっしゃいますでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 今回の改正に当たりましては、見直しに当たりましては、確かに近隣市町の同じような料金体系に合わせていければというものもありましたが、この粗大ごみの料金の設定については合併協議によりまして、先ほど申し上げたかもしれませんが、500円、1,000円、3,000円、4,000円という料金設定をさせていただきました。それ以前については、旧栃木市では1,000、2,000円、3,000円、4,000円という料金設定でありまして、合併後統一料金を設定してから今まで一度も見直し等行っておりませんので、その辺も含めましてある程度受益者負担、先ほど申し上げましたけれども、原価としては1個当たり1万3,000円余りかかっておりますので、その辺も含めましてご理解をいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今回の値上げというものは、受益者負担をお願いするというものなのですね、今の説明ならば。きのうの説明だと受益者負担は大体半分から、半分市が持って、半分受益者の方が持ちましようみたいな方針でやるというふうに言われていたのですけれども、このごみ処理に関してもその方針でやられているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 使用料、手数料の見直しにつきましては、その見直しの方針というものが出されております。先ほどご説明させていただきましたけれども、その方針に基づいて、照らし合わせながら改定を検討させていただいたということでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 受益者負担だということなのですけれども、他の自治体とも比べる必要もあるのかなと、これはきのうの説明でもそういうふうに言われていましたけれども、今の段階で

いくなれば決して栃木市が安いというわけではない。逆に今度高くなっていくのではないのかなと思うのですが、それでも受益者負担のほうを追求されますか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 何度も申し上げるようで申しわけございませんけれども、今回このような形で見直しをさせていただくということで、いろいろ本当に市民の方にも負担が多くなるとは思っておりますけれども、この料金体系でご理解をいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今までの料金で何か不都合というものはありましたでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 不都合という部分がどういうものなのかわかりませんが、基本的にはこの粗大ごみの手数料については、市民の皆さんから納めていただいた手数料については、そのいただいた分は全て委託業者のほうにお支払いをしている部分になりますし、市の収入が決して増えるわけではございません。今回はそのような形で、もう何度も申し上げて申しわけないのですが、ご理解をいただきたいということでございます。済みません。よろしくお願ひします。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 謝られてもというところがあるのですけれども、委託業者からはもう値上げしてとかというような要請というのはあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 全体的に考えますと、本来収集していく中で民間業者等の例えば収集の料金とかも調べたほうがよかったのかなと思いますけれども、多分粗大ごみその一つだけを取りに行くという効率の悪いところがありますので、そこを比較しますとやはり、今回は家庭ごみの収集にあわせながら行ってもらっておりますので、業者の方からは特にはございませんでしたが、ある程度の負担は必要なのかなというふうに思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ちょっと聞きたいのですけれども、動物の死体の処理なののですけれども、どういうふうに行っているのか。済みません。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） ご依頼を受けまして、ご自宅のほうにお引き取りに行き、端的に申し上げまして普通の燃やすごみと一緒に燃やしているという形です。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、最終的な灰でそのまま捨ててしまうのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） ご依頼を受けたときにその旨お話ししまして、こちらあくまでも死体という形でありすけれども、死体はごみと同じような扱いになりますということで申し上げた上で引き取りをさせていただいております。どうしても中にはそれが忍びないといえますか、そういう方については、専門業者がございますので、そういったところをご紹介をさせていただいています。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 動物でもやっぱり私なんか思うのですけれども、ごみと一緒にではなくて、そういう別の焼却炉でどこかの1カ所に埋葬してしまうとか、そういうふうにしないと、ごみと一緒に私、そうではないのかなと思ったのですけれども、事実なのですね、それが。そういう考えを変えるということはないのですか。それは、お客さんにごみ処理しますよと言うのだけれども、市のほうでは個人的に焼却したりする業者もいます。だけれども、そういうものを引き取ったときには、これから別に処理をして、埋葬ではないけれども、1カ所に全部捨てる場所を設けてやるという考えないのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 申しわけありません。これとちょっとずれているので、また次の機会で。針谷委員。

○委員（針谷育造君） 先ほども、きのうもそうだったのですけれども、市の手数料基準を、方針を変えたと。私きのうも聞いていて、きょうもそうなのですから、例えば行政がコスト論を言い出すと、これは行政ではなくなるのではないかと私は思っているのです。部長ぐらいには答えてもらいたいと思うのですけれども、公営企業でしたらコスト論、水道も下水もそうですけれども、行政がコスト論を言い出すと、もう限りなくそのかかった費用を受益者負担、そうではないものも見受けられますけれども、それが方針になってくるとなると行政というものは税金を取りながら、また一方では受益者負担、一部わかりますけれども、この基準の捉え方というのは国の方針でそういうふうな考え方になってきているのかどうか、その辺も含めてどなたか部長にぜひ答えていただきたいなと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 橘生活環境部長。

○生活環境部長（橘 唯弘君） 大変難しいご質問で、ちょっと答えづらいのですが、あくまで適正負担というのですか、それを追求していくべきかなと思います。もちろん市民の生活のことも考えて、配慮は必要でございしますが、例えば粗大ごみを出す人もいれば出さない人もいるとか、そういった部分も公平に見て、適正なご負担を求めていくべきだなというふうに考えております。済みません。回答になっていないかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 市長なり、副市長にこれは質問しなければまずいかなという気もありますけれども、適正という言葉も極めて曖昧です。一方的に行政は決められるのです、適正だという。た

だ、それを市民がどう受けとめるか、議会議員が、議会がどう受けとめるかという問題にこれはなってくると思います。行政がこう決めたからお願いします、申しわけないということではなくて、そこにはやはり住民との信頼関係というものがなくなれば、行政はもうどこかの株式会社がやってもいいのではないかという理屈もどこかで聞こえたような気がしますけれども、やっぱり行政の基本は市民生活を守っていく、そういうことになってくると思います。そのためにはいろんな財政的な裏づけも必要だと思いますけれども、意見としてこれは述べさせていただきたいと思います。この手数料条例等は、非常にこれから問題になってくるなということだけを申し上げたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほか質疑はいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私は、この議案に対して反対の立場から討論をいたしたいと思います。

端的に言いまして、消費税が上がるということに合わせた値上げということと、適正負担、受益者負担という言葉が行政側が都合よく使って料金を設定していくというような状況が続いているので、私はこの条例に対して反対いたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほか討論いかがですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 内海委員と同じ、同様な理由ですけれども、市民生活は10月から消費税が10%になるという中で、厳しい状況を強いられると。そういった中で特にし尿処理を頼む人、低所得者が多いと思います。それと、粗大ごみについても運べないという人たちは高齢者なり、そういった人が多いと思うのです。そういった中で、そういう人たちに受益者負担という形で値上げを押しつけるのは私は間違っていると思いますので、この条例には反対をいたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほか討論いかがですか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 私は、賛成の立場から討論しますけれども、やっぱり人間住んでいる間には粗大ごみでも何でも出ると思うのです。その処理というのは、やっぱり最終的には受益者がちゃんと処分するのは当たり前だと私は思っていますし、栃木市も周りからもいろいろデータを調べながらこの処分料を上げたということに対しては、これはやむを得ない状況かなと思いますので、私は賛成したいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほか討論いかがですか。よろしいですか。討論終了してよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第107号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	大浦兼政	浅野貴之	松本喜一	梅澤米満
	反 対	内海まさかず	針谷育造	白石幹男	

○委員長（古沢ちい子君） 起立多数であります。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第5、議案第108号 栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

毛塚人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（毛塚加奈子君） 人権・男女共同参画課の毛塚です。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第108号 栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は43ページから45ページ、また議案説明書はその1の56ページから59ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の56ページをお開き願います。

まず、提案理由であります。栃木市隣保館及び栃木市真名子夢ホールの使用料について、消費税の引き上げによる影響を踏まえつつ受益者負担の適正化を図るため使用料の改定に当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、栃木市隣保館使用料を改定すること及び栃木市真名子夢ホール使用料を改定することです。

参照条文は、省略させていただきます。

引き続き、議案説明書の説明をさせていただきます。58ページ、59ページをお開きください。条例の改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。改正の内容ですが、まず、栃木市隣保館条例、別表、第6条関係につきましては、別表中、300円を310円に、1,100円を1,150円に、400円を420円に改めるものであります。

次に、栃木市真名子夢ホール条例、別表、第7条関係につきましては、別表中、300円を310円に、8,000円を8,380円に、6,000円を6,280円に改めるものであります。

以上で新旧対照表の説明を終わります。次に議案書をご説明いたしますので、議案書の43ペー

ジをお開きください。

43ページにつきましては、上程文でありまして、栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正する条例の制定についてを上程させていただくものです。

次に、44ページですが、条例の改正案でありまして、栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を次のように改正するというものでありまして、以下につきましては新旧対照表の部分で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

次に、附則といたしまして、第1項、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項、この条例による改正後の栃木市隣保館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

第3項、この条例による改正後の栃木市真名子夢ホール条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今回の値上げの理由というものは、今の説明だと消費税が上がるからというのと受益者負担の適正化ということなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 毛塚人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（毛塚加奈子君） 消費税の引き上げに伴ってサービスの提供に必要な経費であります施設の管理運営に係る負担が増加する部分もございますので、財政課で示しました統一的な計算式の現行料金に対して消費税分を転嫁したものです。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 一番初めの説明だと、受益者負担の公正化というような言葉を使っていたと思いますが、今のだと消費税が上がるから消費税分上げるということでよろしいのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 毛塚人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（毛塚加奈子君） 申しわけありません。消費税の値上げする分と、あと受益者負担の適正化を図る部分での両方でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 受益者負担の適正化と言われると、その算定の根拠がないともうこちらは何も言いようがないのですけれども、ここで出せと言ってもすぐには出てこないでしょうからいいとして、例えば大平隣保館のこれを改正したというか、値上げしたとするならば、使用料というものは幾ら増えますでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 毛塚人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（毛塚加奈子君） 市民負担増の影響につきましては、利用者のほとんどが減免団体でありますので、市の歳入としましては、大平隣保館は年間で約1,200円程度でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 済みません。真名子のほうはどうでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 毛塚人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（毛塚加奈子君） 真名子夢ホール使用料のほうにつきましては、約300円程度ということで、ほとんど影響がないと思われまます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 意味がないということなのですけれども、受益者負担でもないということになってくるのですけれども、そういうことがわかりましたので、わかりました。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 年間の歳入もかなり低いということなのですけれども、消費税の増税も含まれているということで、この料金というのは課税対象で消費税納めなくてはならないのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 毛塚人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（毛塚加奈子君） 使用料の消費税につきましては、課税扱いとはなりません。なお、消費税の納税についてであります。地方公共団体は消費税法の特例が適用されますことから、一般会計においては申告義務がないものとされており、納付しないこととなります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 課税対象であるけれども、納税しないということであると、その分は上げなくてもいいのではないかと思うのですけれども、どうなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 毛塚人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（毛塚加奈子君） 使用料の見直しにつきましては、受益者負担の適正化を目的として、平成30年12月に策定した使用料、手数料の見直し方針に基づき検討してきたのですが、見直しに当たりましてはこの見直し方針に基づきまして、消費税率の引き上げの影響や類似施設とのバランスも考慮し、検討させていただいたところです。これは、もう財政課で示された統一的な計算式の現行料金割る1.05掛ける1.1ということで、全庁的な方針の中での算出で決めさせていただきましたので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに質疑いかがですか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） ちょっとお聞きしたいのですけれども、隣保館と真名子の利用者ですか、ど

のぐらいいるのだから教えてください、数だけ。

○委員長（古沢ちい子君） 毛塚人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（毛塚加奈子君） 大平隣保館につきましては、年間の総数につきましては962件ございまして、そのうちの有料団体が13件ということで、およそ1.4%の有料団体でございます。

真名子夢ホールにつきましては、平成30年度の合計の利用件数が493件で、そのうち有料件数は11件ございました。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 済みません。金額はわかるのですか。それだけちょっと。

○委員長（古沢ちい子君） 毛塚人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（毛塚加奈子君） 平成30年のいただいた金額は、大平隣保館は2万7,100円で、真名子夢ホールにつきましては9,000円でございます。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） どうもありがとうございました。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほか質疑いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回の料金値上げを見ますと、5%程度、消費税の増税分プラスちょっとということです。主な理由が消費税増税にあわせたということで、市民の暮らしが消費税増税で厳しくなる上に、また公共料金を上げるというのは許されないということで反対をいたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょう。ほかの討論いかがですか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 賛成の立場で討論します。

行政コストのあり方ということで大変難しい課題ではありますけれども、値上げの範囲ですとか、慎重な上にも慎重な検討を重ねた結果、許容できる範囲内であると思いますので、賛成するという考えであります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに討論いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第108号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	大浦兼政	浅野貴之	松本喜一	梅澤米満
	反 対	内海まさかず	針谷育造	白石幹男	

○委員長（古沢ちい子君） 起立多数であります。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第6、議案第109号 栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 改めまして、おはようございます。

ただいまご上程をいただきました議案第109号 栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定につきまして議案書及び議案説明書に基づきご説明を申し上げます。

議案書は46ページから54ページ、議案説明書その1は60ページから73ページであります。

初めに、議案説明書その1でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、60ページをお開きください。議案第109号 栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由であります。令和元年10月1日の消費税及び地方消費税の税率の引き上げによる影響を踏まえつつ受益者負担の適正化を図るため栃木市大平地域福祉センター等の使用料を改定するに当たり所要の改正を行う必要が生じたことから、栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正することにつきまして地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要につきまして、条例改正新旧対照表で説明させていただきますので、62、63ページをお開きください。まず、栃木市地域福祉センター条例の一部改正の概要であります。栃木市大平地域福祉センターの施設及び物品の使用料を表のとおり改めるものであります。なお、改正案の使用料については、かつて消費税率が5%から8%に引き上げられた際に使用料の改定を見送った経過があることから、現行の使用料を105で除したものに110を掛け、10円未満を切り捨て算出してあります。

次に、栃木市渡良瀬の里条例の一部改正の概要であります。入館者のうち一般とグラウンドゴルフ等利用者のうち、市外居住者の使用料を表のとおり改めるものであります。なお、改正案の使用料の算出方法については、先ほどと同様であります。

次に、栃木市老人福祉センター条例の一部改正の概要であります。64、65ページをお開きください。市内居住者のうち、一般と市外居住者の使用料を表のとおり改めるものであります。なお、改正案の使用料の算出方法については、先ほどと同様であります。

次に、栃木市小野寺ふれあい館条例の一部改正の概要であります。交流室の使用料を表のとおり改めるものであります。なお、改正案の使用料の算出方法については、先ほどと同様であります。

次に、栃木市健康福祉センター条例の一部改正の概要であります。栃木市大平健康福祉センターについては、(1) 会議室等、恐れ入りますが、66、67ページをお開きください。(2) 浴室、脱衣室及びラウンジ並びに大広間及び小広間、(3) トレーニングルームの使用料を表のとおり改めるものであります。なお、改正案の使用料の算出方法については、基本的に先ほどと同様であります。が、(3) トレーニングルームの使用料については1日当たりの金額を基準として、一月当たりの金額は1日当たりの金額を10倍した額、三月当たりの金額は一月当たりの金額を3倍した額から2割引いた額、六月当たりの金額は一月当たりの金額を6倍した額から3割引いた額となっております。

次に、栃木市岩舟健康福祉センターについては、(1) 会議室等、恐れ入りますが、68、69ページをお開きください。(2) 浴室及び脱衣室並びに大広間及び静養室、(3) トレーニング室兼機能回復訓練室の使用料を表のとおり改めるものであります。なお、改正案の使用料の算出方法については、(2) 浴室及び脱衣室並びに大広間及び静養室、(3) トレーニング室兼機能回復訓練室の使用料については、大平健康福祉センターと同様となっております。(3) 会議室等の使用料については、大平健康福祉センター及び北部健康福祉センターの会議室等の使用料に統一していきたいと考えておりますが、今回の改正では激変緩和として現行使用料の金額を1.5倍した金額となっております。

次に、栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部改正の概要であります。6月定例会で議決をいただいた栃木市北部健康福祉センターの(1) 会議室等、恐れ入りますが、70、71ページをお開きください。(3) トレーニングルーム、(4) 歩行用プール、恐れ入りますが、72、73ページをお開きください。(5) トレーニングルーム及び歩行用プールの使用料を表のとおり改めるものであります。なお、改正案の使用料の算出方法については、大平健康福祉センターと同様であります。が、浴室の使用料については、温泉水を活用するため大平健康福祉センター及び岩舟健康福祉センターと比べて高い金額となっていることから、今回は改定を見送っておりますので、申し添えさせていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、46ページをお開きください。

栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例を制定するというものでございます。

47ページをお開きください。一部改正の条文であります。内容につきましては先ほど議案説明書にて説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

恐れ入りますが、53ページをお開きください。附則といたしまして、まず第1項の施行期日についてですが、54ページをお開きください。この条例は、令和2年4月1日から施行するというものであります。ただし、栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、公布の日から施行するというものであります。

次に、第2項の栃木市地域福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置についてであります。改正後の使用料は令和2年4月1日以降の利用に係るものから適用され、同日前の利用に係る使用料については、現行の使用料が適用されるというものであります。

附則第3項から第6項についても同様であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） たくさんの条例を一度に上げられているので、非常にやりづらいのですが、まずこういう上げ方をしても大丈夫なのですか。条例というものは、1個1個やっていかなければいけないのではないのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 内海委員おっしゃられるとおり若干わかりにくいという部分ではありますが、今回はそれぞれ施設が複数あります。それが栃木市地域福祉センター条例、あと栃木健康福祉センター条例の中でそれぞれ使用料が網羅されているということで一括して上程させていただいたわけですが、このやり方については総務課と十分に協議した上で判断させていただいたわけですので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 例えば栃木市地域福祉センター条例の中で料金を改定しますと、それで大平と都賀があるからというのだったらそれはわかりますけれども、それプラス渡良瀬の里やら、老人保健センターだ、北部健康福祉センターだとかというふうになっていて、1個1個に対してこれはいいけれども、これはだめだねというようなことがこちらが言えないという状況なので、そちらとするならばそのほうが一度に済むから便利なのかもしれませんが、審議をするほうからするならば1個1個やってもらわないと全部反対することになってしまうので、やっぱり出し方というものに関しては気をつけて行ってほしいと思います。

お尋ねしたいのですけれども、先ほどの説明の中ではこれも消費税が値上がりするから、料金を改定するという事でよろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 基本的にはこの10月1日からの消費税率が8%から10%に改定になると、消費税が上がるということを踏まえて、なおかつ受益者負担の適正化を図っていくということでの引き上げと、改定ということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ずっと言っていることですが、消費税が上がるから消費税分上げるのか、それとももう根本的に受益者負担を見直していくのかというのだったら、これはどちらなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 今回の直接的な引き上げは、消費税率が引き上げになるということではございますが、先ほど何回か委員さんとのやりとりの中でありましたが、市において全庁的に使用料の見直しをしております、受益者負担の適正化を目的としまして昨年12月に使用料、手数料の見直し方針を決定したと。そういう中で、十分全庁的に使用料の見直しを行った上での判断というふうな形になります。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、議案書の49ページでいきます。真ん中のところの表、200円が2,000円、300円が3,000円というところで、似たようなところがあるのですが、もとの条例では小学生というものがあるのですけれども、これは小学生は省いているのですけれども、消費税を上げるというものは小学生には消費税はかからない、だから上げないのだからよろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） たまたま私のところの施設なので、私のほうでという話になりましたので。

まず、今回の改定に当たっては、全庁的に進める方針の中で10円未満の端数が出たときについては、その部分のところについては切り捨てるという、そういう方針が示されています。小学生等については100円というケースが非常に多いものですから、100円の場合、5%相当分というもので見ると5円という、そういう形になりますので、その分は切り捨てられて、100円がそのまま据え置かれていて、200円については、ちょうど10円になり、10円という形でプラスで改定を上げさせていただいているというような、そんな状況でございます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 大体5%程度ということで、これは内海委員のほうからもありましたけれども、消費税増税にあわせてということだと思えるのですけれども、先ほど聞きましたけれども、先ほどの議案でも、これは課税対象であっても自治体としては納税の義務はないということによろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 先ほどの毛塚人権・男女共同参画課長が答弁したのと同様なお答えになってしまうのですが、基本的に使用料の消費税につきましては、課税扱いとなるというふうな形です。なお、消費税の納税につきましては、地方公共団体は消費税法の特例が適用されることから、一般会計においては申告義務がないものとされており、納付しないことになるというふうな形になります。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これ6つの条例の改正を一度に、先ほどの指摘があったやりづらいということのだけれども、この5つの施設の年間の使用料の影響額というのですか、どのくらいの影響が出てくるのか伺います。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） まず、私ども福祉総務課所管の施設についてお答えをさせていただきます。

まず、大平地域福祉センターの使用料見直しに伴う影響でございますが、今回施設区分の使用料につきましては、ボランティアルームが20円の値上げ、その他が50円の値上げとなっておりますが、研修室を初めとしまして和室とか、学習室とか、木工室、ボランティアルーム、そういった各施設につきましては、栃木市地域福祉センター条例の第10条で規定しております設置の目的にふさわしい活動のため利用される場合は、使用料が免除になるというふうな規定がございまして、昨年度実績で使用料は全て免除となっておりますので、影響はほぼ皆無かなというふうに思っております。

また、物品区分の使用料につきまして、陶芸窯の使用に関しましては今回300円の値上げとなっておりますが、基本的に陶芸窯は団体での利用となりますので、1人当たりの利用者負担額は小さいというふうに考えております。

あと、もう一つ、北部健康福祉センターについてでございますが、北部健康福祉センターは、まだ開館しておらない現在建設中の建物でございまして、来年4月にオープン予定でございまして、いろいろシミュレーションをした結果等についても含めてお答え申し上げますが、まずトレーニングルーム及び歩行用プールにつきましては、16歳以上64歳以下の一般の方が1日利用した場合で今回20円の引き上げ、値上げです。あと、65歳以上及び障がい者の方が1日利用した場合で10円の値上げということで、少額の値上げでございまして、市民への影響は小さいのかなというふうに考

えております。また、会議室の使用料につきましては、市内の社会福祉団体等が福祉活動等のために利用した場合などは免除になるというふうな条例で規定しておりますので、影響は限定的であるというふうに考えております。

それで、北部健康福祉センターにつきまして、使用料値上げに伴う収入の増加見込み額ですが、改定前と改定後でシミュレーションをした結果、トレーニングルーム及び歩行用プール並びに会議室の使用料合計で、大体おおむね年間16万4,000円程度収入増加が見込まれるというふうなことで積算をしております。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 私どものほうの施設、個別にこれから申し上げていきたいと思いますが、その前に先ほど白石委員からいわゆる市が納税義務が云々という部分がありましたけれども、私ども逆に管理をするに当たってはさまざまな物品等の購入を初めとしたもの、あるいは指定管理者等への請負、それらの部分のところがございます。この部分のところの消費税は増えるというところで、支出が増になっていくものも踏まえて考えますと、出てきている、いわゆる受益者負担の考え方が必ずしもそれがそのまま当てはまるものではないにしても、そういう部分のところについて一定のご負担をいただくということについては考えていく必要があるものなのかなというふうには考えております。

まず、ゆうゆうプラザでございますけれども、ゆうゆうプラザにつきましては、改定後年間で142万4,300円程度の増になる見込みでございます。

続きまして、遊楽々館でございますが、遊楽々館は79万7,000円程度の増になる見込みでございます。

次に、渡良瀬の里でありますけれども、渡良瀬の里につきましては2万5,000円程度の増でございます。

次が小野寺ふれあい館であります。小野寺ふれあい館は480円程度の増であります。

次が老人福祉センターになりますけれども、老人福祉センター長寿園につきましては8,600円、泉寿園につきましては6,500円、福寿園につきましては2,300円ということで、現在の利用者に当てはめて想定するとそれぐらいの増になるというところで考えているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） いかがですか。白石さん、いいですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 北部健康福祉センターというのは、まだ開館もしていなくて、値上がりをしているのですけれども、前は消費税を考慮しなかった、そして今回は考慮するというふうな位置づけでよろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

- 福祉総務課長（渡辺健一君） 使用料に関しましては、委員おっしゃるとおりでございます。
- 委員長（古沢ちい子君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） 説明もありましたけれども、6月の議会でこれ私たち議決した覚えがあるのですけれども、6月でやって、9月でまた値上げというのも非常にやりづらいなという、嫌だなというふうな感覚があるのですけれども、あとこれはちょっとこの議案審議に直接は関係ないのですけれども、私がこれを調べるときに栃木市の例規集の中で調べようと思ったのですが、健康福祉センター条例の中に北部健康福祉センターが入っていないと。6月で我々は議決したと思うのですけれども、それが入っていないと、これを調べようにも調べることができなかつたのですけれども、今健康福祉センター条例に北部健康福祉センターが入っていないというのは把握されていますか。
- 委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。
- 福祉総務課長（渡辺健一君） 済みません。直近の例規集のデータベース等は確認しておりませんので、北部健康福祉センター条例がそこに反映されているかどうかというのは、今ここでは確認することは困難でございます。
- 委員長（古沢ちい子君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） 確認してください。入っていないので。それで、ほかに例規としてペーパーとかがあるのであるならばいいのですけれども、ないもので私たちは審議をしなければいけないのかというふうに思ってしまうので、そこはきちんとしていってほしいと思います。これは意見でいいです。
- 委員長（古沢ちい子君） ほかに質疑いかがですか。
- 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 1つ、議案説明書のほうで66ページの一番下の岩舟健康福祉センターで、会議室については1.5倍と、300円から450円になるのですけれども、ほかの施設と比べて安いということで、激変緩和を含めて450円に設定したと思うのですけれども、そもそも岩舟健康福祉センターの料金の考え方として、岩舟町時代で決めたと思うのですけれども、どういった考え方でその300円というのは決まったのか、そこら辺はわかりますか。
- 委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。
- 地域包括ケア推進課長（首長正博君） 私どもが引き継いでいる部分のところで申し上げますと、当時岩舟町におきましては、町にあるさまざまな施設、公民館等もございしますが、それらの部分のところといわゆる貸し館的な部分のところのものについては、基本的には同単価程度、そういうところで設定をしていくというような、そんな考え方で公民館等と同じような、そういう単価設定がされたというふうに聞いております。それは、当時の町の判断としては決して誤りではないことだと思いますけれども、新市になりまして、今度は施設の統一感というものをとっていかなくてはな

らないという、そういう側面も出てまいります。健康福祉センターについては、大平ゆうゆうプラザがございまして、岩舟遊楽々館がある、今度新たに北部の健康福祉センターができるという、その中ではある程度どこかの施設を少し基準に統一していく、そういう方向性が必要だろうと。統一するに当たっては、従来出てきているいわゆる使用料、手数料の考え方の中でかかる経費の部分を算定をして、その中から実際受益者負担で必要な部分のところをはじき出していくという、そういう過程というものが必要だろうということで、現時点では大平ゆうゆうプラザの設定の考え方にほかの館もそろえていくという、そういう方向性がいいのではないかとということで、そこに向かって少し改定を進めていきたいという、そんな動きをしております。これは、休館日であるとか、あるいはお風呂の利用料であるとか、そういうものもずっと新市の統一感をとるためにそろえることを順次行ってきましたが、会議室だけがなかなかそういう機会がなく進んでこれなかったという、そういう部分のところもございましたので、今回全庁的に使用料、これを見直すという中でこの部分のところについては上げさせていただいた。ただ、その算定でいきますと、いきなり高額というか、倍近いそういう金額になってきますので、今回使用料の見直しの指針の中、基本的な考え方の中では激変緩和1.5倍を一つの目安が出されておりますので、その部分のところに遊楽々館は落ちつかせていただいたというような、そんな考え方でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、この会議室については、今後も統一ということで値上げが考えられるということなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） はい、そのように考えております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほか質疑いかがでしょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私は、この議案に対して反対の立場から討論いたします。

まず初めに、一度に出されたら困るので、きちんと一つ一つ出すようにしてほしいと思います。なぜならば、先ほどもありましたけれども、岩舟の会議室、これはほかのところよりも料金が安いからほかのところと合わすのだよと、これは非常に理由は立つわけです。だから、こういうものには賛成したいと思いますけれども、一度に出されてしまうと、これを賛成するか、反対するか、反対するしかないの、行政側は楽かもしれないけれども、そういうふうなやり方をしないでほしいなというふうに思います。出し方がまずまずいでしょうという意味で反対をしたいと思いま

すし、先ほども言いましたけれども、消費税のための値上げなのか、受益者負担のための値上げなのかというものが曖昧な部分があり、このまま上げてしまえというようなつくりになっているので、私はこれに対して反対いたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに討論いかがですか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 賛成の立場で討論いたします。

首長地域包括ケア推進課長からもちよっと出ましたけれども、やっぱり維持管理が大変、これは私ら議員は全部知っています。古くなれば修理したり、電気代も上がった時期でも上げていないということで、消費税が8%のときもそのまま、今回の10%に対しての消費税は払わなくてもそういう維持管理とかそういうのを考えたときには、やはり時期的には上げる時期なのかなと。利用者に対しても多少の負担で済むかなということで、私としてはこの提案にしてはこれはいい方向かなと思っていますけれども、あと内海委員が一度にこういうふうに出されて、一度に出されればこれ書類見れば一気に見られるので、比べるということに対しては私はこういうやり方もいいのではないかなと思っています。

以上で私の賛成討論にかえさせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに討論いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第109号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	大浦兼政	浅野貴之	松本喜一	梅澤米満
	反 対	内海まさかず	針谷育造	白石幹男	

○委員長（古沢ちい子君） 起立多数であります。

したがって、議案第109号は可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時42分)

○委員長（古沢ちい子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第7、議案第110号 栃木市保健福祉センター条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） よろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第110号 栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について議案書及び議案説明書に基づきご説明を申し上げます。

議案書につきましては55ページから57ページ、議案説明書はその1、74ページから79ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書その1の74ページをお開きください。

提案理由でございますが、栃木市保健福祉センターの使用料の改定及び市民の利用に供する施設の見直しに当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市保健福祉センター条例の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。栃木保健福祉センター、藤岡保健福祉センター、都賀保健センターの使用料につきましては、令和元年10月1日の消費税及び地方消費税の税率の引き上げによる影響を踏まえつつ受益者負担の適正化を図るため改正し、あわせて栃木保健福祉センターの事務室及びデイサービス室については、現在社会福祉協議会が使用しており、市民の利用に供する施設から除く必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。76ページ、77ページをお開きください。

まず、別表第1は、栃木保健福祉センターの利用時間、休館日を定めておりますが、デイサービス室を削除いたします。

別表2は、使用料を定めており、栃木保健福祉センターの事務室、デイサービス室を削除し、栃木、都賀、藤岡の各センター使用料をそれぞれ改定するものです。栃木保健福祉センターの大会議室、検診ホールは500円から520円に、都賀保健センターの会議室、和室を200円から210円に、78ページ、79ページをお開きください。調理実習室300円を310円に、藤岡保健福祉センター会議室200円を210円に、検診ホール400円を420円に、調理実習室600円を620円に改定いたします。

次に、議案書の55ページをお開きください。栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例を制定するというものでございます。

56ページをお開きください。一部改正の条文であります。内容につきましては先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するというものになります。

以上で議案第110号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これまでと同様の理由であります。1つだけ、この改正によってどの程度の負担増というか、年間なるのか、それぞれの施設について伺います。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） ご質問にお答えいたします。

まず、栃木保健福祉センターですが、平成30年度の市民の利用実績にあわせて見ますと、2,160円の増加になります。都賀保健センターは160円、藤岡保健福祉センターは年間で4,850円の負担増となります。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほか質疑いかがでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 聞き漏らしたかどうかわかりませんが、76ページの集会室、月額1万円、デイサービス室、月額8万3,000円、これはほかのところに移転をするということではなくて、このまま同じだという解釈でよろしいのですか。

〔「10万円」と呼ぶ者あり〕

○委員（針谷育造君） 10万円。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 先ほどもご説明しましたが、事務室の10万円とデイサービスの8万3,000円につきましては、現在社会福祉協議会が事務所として使用しております。今後は、社会福祉協議会そのまま事務所として利用していただき、行政財産使用料条例により保健福祉センターの社協の占有面積を算出させていただきます。徴収したいと考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） よくわからないので、もう少し具体的に説明してください。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 事務室とデイサービス室は、今まで社会福祉協議会が利用しており、昨年、平成30年度決算でも出てきますが、社会福祉協議会から使用料としてこの金額をいただいております。今後は、ここを市民が利用するわけではないので、条例から除かせていただき、行政財産使用許可のほうで算出をさせていただきたいというものです。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） では、振り替えて行政財産のほうに上がってくるという理解でよろしいのですね。わかりました。

○委員長（古沢ちい子君） 内海さん。

○委員（内海まさかず君） 健康福祉センター使用料というものは、これは条例の中でやるものだろうと思うのですが、ほかの方はわかったのかもしれないけれども、私はわかりませんが、この金額というものは、社協が払うお金というものは行政財産使用許可の条例のほうでも同じような金額を払うのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 行政財産使用許可条例によりますと、使用料を算出するのは土地、建物の評価、固定資産の評価で、それにパーセンテージを掛けましていただくという条例になっております。平成30年度、社会福祉協議会からいただいた使用料は年間120万円でありまして、今の土地の評価、建物の評価で社会福祉協議会が使用している部分を算出しますと、年間約150万円ぐらいの金額になると算出させていただいております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 済みません。事務室が10万円というのはわかるのですが、社会福祉協議会からもらっているというのだったら、デイサービスも含まなければいけないのではないかなと思うのですが、そこら辺はどうなっているのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 済みません、説明が足りなくて。

デイサービス室が8万3,000円、これは丸々全部いただいておりますが、事務室の10万円につきましては、社会福祉協議会は市のほうから委託事業などを行い、地域福祉のために事業を行っておりますことから、10万円のうち8万3,000円を減免いたしまして、1万7,000円分を事務室としていただいて、月額10万円で12カ月で120万円ということになっていただいております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 事務室とデイサービス室というものがあるのですが、本来ならば月18万3,000円、社協さんが場所代として払わなければいけなかったものを減免してあげて、10万円しか社協さんは払っていなかったということによろしいのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それが今度行政財産使用条例のほうでこの金額がもうちょっと上乗せされて、社協さんから市に払われてくるということによろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 減免はしてあげるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） こちらの行政財産使用料のほうでも算出するときには事務室の部分は算出の面積には含まれておらず、現在営利として使っているデイサービス室、あと下の1階にキッズホームという養育療養の保育の施設があるのですが、そちらの部分を算出させていただきますと、150万円という金額を出しております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 普通ならば、栃木市健康福祉センター条例の中に保健福祉センターを使う場合には幾らかかりますよというものが別表みたいな形で入ると思うのですが、今回は保健福祉センターの施設の中であってもそれを外すということよろしいのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 市民が一般に事務室やデイサービス室として利用するわけではないので、外させていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 市民が使うわけではないので、料金を取らないとか外すとか、そういう作りなのですか、条例の作りというものは。同じ建物の中でもこれは市民が使うから幾らです、市民が使わないからこの建物の条例では入りませんというようなものですか、条例というものは。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 今回使用料の見直しに当たりまして、社会福祉協議会が現在事務室、デイサービスを使用していることから、その実態に合わせて改定を考えたのですが、あくまでも使用料というわけではなくて、行政財産使用許可のほうがいいのではないかとということで協議しまして、行政財産使用料でいただくよう変えたわけです。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 納得できないです。行政財産使用料条例の中には栃木市健康福祉センター使用料という形で幾ら幾ら、幾ら幾らみたいな形になっているのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は、似たような部分のところというのが大平の健康福祉センターでもございましたので、私のほうから説明させていただきますが、まずそれぞれ例えば健康福祉センター条例であれば、健康福祉センター条例には目的というものが当然かかりますので、その目的というものが例示されます。その目的に合致したもので利用するというのであれば、その条例の中できちんと料金設定をして、それで徴収をしていくという、そういう考え方になるわけですが、例えば大平健康福祉センターの中に社会福祉協議会のヘルパーステーションが間借りをしているという、そういう時代がございました。これは、大平健康福祉センターの目的とは異なりますので、福祉という広い範囲でくくれば同じことにはなるのかもしれませんが、あくまでも

社会福祉協議会が事業としてやっているということで、そこは行政財産、いわゆる健康福祉センターの事業運営に支障のない範囲であれば目的外の使用許可というのができる。その目的外の使用許可ということでヘルパーステーション部分のところを切り離して、その料金設定は行政財産の目的外の許可になっているので、行政財産使用料条例というものに基づいて料金を算出をさせていただいて、それで納めていただくというような、そういう切り分けをさせていただいていた部分等がございます。健康増進課のほうがどういう形で今回の提案をしているのかという詳細までは私も把握はしておりませんが、考え方とするとそういう部分のところで社会福祉協議会のいわゆる事業としてやる部分のところというものは、保健福祉センターの条例の適用ではなくて、その保健福祉センターという館の中に目的外で保健福祉センターに支障のない範囲でそこに入っていて、その部分のところの料金設定は市の使用料条例に基づいてお支払いいただくという、そういう整理をしたというふうなものであるのではないかなというふうには思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 助太刀、私が言うことではないのですけれども、ありがとうございますと言うのかなという気がしますけれども、でも目的外のものが入れること自体がおかしいことだなというふうに思うのですけれども、営利事業を行っているというのであるならば、市の建物を使って減免してもらうのではなくて、自分たちで用意してやるべきではないのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 基本的には行政目的でつくった施設もその目的というのは時期、時期で変わっていく部分のところで、そういうスペース的な余裕が生まれたときにはそれが支障のない範囲で貸し付けるということは、問題ない行為なのかなというふうには思っています。そういう部分の中で行われてきたと。営利の部分のところ、非営利の部分のところという考え方ですと、社会福祉協議会の事業にはいわゆる収益を上げる分野と収益を上げない地域福祉の部分のところの仕事がございます。事務室で勤務をしている職員というのの大部分は、いわゆる地域福祉の関連の業務をしている、これは市の福祉行政をある意味側面からサポートをしていくというふうな、そういう部分のところのグループであるわけですから、その事業分については料金を取らないという、そういう考え方はあり得るのかなというふうには思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） こればかりやっていたらということもあるのですが、社協の中で市をサポートしていると言うのですけれども、結局は市から委託料をもらって事業をやっているわけだから、サポートしているというのも、しているのかもしれないけれども、お金ももらっているというのが現状ではないのでしょうか。ということで、こういうような例えば何とか館条例というものがあって、その中の表とか、この中で料金が設定されているのだけれども、そうではない今度は行政財産使用料条例みたいところでその料金が決まっていますよというのは、これと同じようなと

ころというものはほかにあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 基本的には例えば館の中に自動販売機が置かれている、そういう部分であるとか、敷地の中に電話柱、電柱が立っているような、そういう事例であるとか、あるいは敷地の中に、これは今はなくなったのですが、小野寺ふれあい館なんかについては農協さんのいわゆるATMが敷地の中、建物の中に入っている、こういう部分のところというものについては目的外の使用ということで許可を出して、その部分のところについて行政財産使用料条例に基づく料金の徴収をさせていただいている事例がございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これまでの議案と同様に実質消費税増税分の値上げということで、市民にとっては厳しい中での値上げは、公共料金の値上げということで許されるものではないということで反対をいたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに討論いかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって討論を終了といたします。

ただいまから議案第110号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	大浦兼政	浅野貴之	松本喜一	梅澤米満
反 対	内海まさかず	針谷育造	白石幹男	

○委員長（古沢ちい子君） 起立多数であります。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第8、議案第96号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいても結構です。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） ただいまご上程いただきました令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の30、31ページをお開きください。2款1項15目諸費、補正額29万8,000円の増額であります。説明欄、消費生活センター移転事業費につきましては、先ほどご審議いただきました栃木市消費生活センターの本庁移転に伴い、センター運営で必要な専用通信回線の移設費用に不足が生じたため、委託料を増額するものであります。

32、33ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額208万3,000円の増額であります。説明欄1行目、臨時職員共済費につきましては、臨時職員2名分の共済費を増額するものであります。

次の個人番号カードマイキーID設定支援事業費につきましては、臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

34、35ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額300万円の増額であります。説明欄、社会福祉施設整備費補助金につきましては、障がい者のグループホームの整備を予定している1法人に対して、施設整備費の一部を補助するため増額するものであります。

次に、3目高齢福祉総務費、補正額147万4,000円の増額であります。説明欄1行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、今回の補正に伴い、一般会計から介護保険特別会計への繰出金を増額するものであります。

次の地域包括ケア推進課一般計上事務費につきましては、現在使用している高齢福祉総合サービス支援システムを事務効率改善に向けて改修するため、システム改修業務委託料を増額するものであります。

36、37ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額67万7,000円の増額であります。説明欄、民間保育所等地域子育て支援センター補助金につきましては、民間における地域子育て支援拠点事業の拡大に伴い、事業費に不足が生じるため増額するものでございます。

次に、4目児童福祉施設費、補正額827万1,000円の増額であります。説明欄、職員人件費につきましては、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことに伴う職員手当の不足分を増額するものであります。

38、39ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、補正額77万円の増額であります。説明欄、母子保健事業費につきましては、乳幼児健康診査等の母子保健情報についてマイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始することに伴い、システム改修を行うため委託料を増額するものであります。

次に、3目環境衛生費111万8,000円の増額であります。説明欄、生物多様性保全事業費につきましては、特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害が急速に拡大しているため、被害拡大を防止す

るための防除対策用の消耗品の購入費及びクビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金を増額するものであります。

次に、4目斎場費6,700万円の増額であります。説明欄、斎場再整備事業費につきましては、新斎場建設地内を流れる谷田川にかかる橋りょうの架け替え工事を新斎場建設工事に先行し、また渇水期に行う必要があることから、工事請負費を増額するものであります。

50、51ページをお開きください。8款2項3目道路新設改良費、補正額7,181万2,000円の増額であります。説明欄、市道61095号線道路改良事業費、岩舟三谷につきましては、新斎場への進入路部の道路改良工事を新斎場建設工事に先行し、また交差点部の道路改良工事と重複しないよう地元配慮し行う必要があることから、工事請負費等を増額するものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明をいたしますので、恐れ入りますが、補正予算書の22ページ、23ページをお開きください。15款2項2目民生費国庫補助金であります。2節児童福祉費補助金の説明欄、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、地域子育て支援拠点事業の運営に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次に、3目衛生費国庫補助金であります。1節保健衛生費補助金の説明欄、母子保健情報連携システム改修事業補助金につきましては、乳幼児健康診査等の母子保健情報についてマイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始するに伴い、システム改修するための事業費の3分の2が国の補助対象となり、増額補正するものであります。

続きまして、24、25ページをお開きください。16款2項2目民生費県補助金であります。2節児童福祉費補助金の説明欄、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、地域子育て支援拠点事業の運営に対する県補助金を増額補正するものであります。

次に、3目衛生費県補助金であります。1節保健衛生費補助金の説明欄、クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金につきましては、本市のクビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金に対する県補助金で、当初予算に計上していなかったため増額補正するものであります。

以上をもちまして令和元年度一般会計第4次補正予算の所管関係部分の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した審議に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 39ページの斎場再整備の橋りょう建設工事と51ページの道路改良、斎場に関連して両方なのですけれども、これ道路整備で補正で2カ所出ていますけれども、この進入道路に対しての工事ってどのくらい全部でかかるのでしょうか、今回の補正以外にも。トータルを教えてくださいたいのですが。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 今回の市道61095号線、ここの交差点部分及び今回補正で上げさせていただいた道路改良部分、2カ所を合わせまして総額で約1億2,000万円程度を想定しています。ただ、交差点部分につきましては、これから中身を詰めていきます。こちらについては来年度当初で予算要求をしたいと考えておりますけれども、現段階での積算では約8,000万円程度かかることが想定されます。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） この道路改良だけであと倍ということですね、8,000万円ということは。今4,000万円出ていますから。最終的には橋りょうから全部でどれだけの予定しているのでしょうか、進入道路だけの予算的に。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 進入路関係につきましては、今回の道路改良のほかに先ほど申し上げた交差点部分、こちらは来年度を想定しています。それと、これは進入路ではなく入る橋りょう、今回6,700万円ほど上げさせていただきましたけれども、以上がこの3点が進入路及び橋りょうということで、新斎場地に入る整備についてはこの3点のみとなっております。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 道路整備に係る以外に、あそこ崖みたくなっていますから、その土どめとかそういう工事はまだあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 斎場西側において急傾斜地の指定を去年災害の指定を受けています。こちらについては、現在調査のほうを行っている最中であります。詳細が出次第どういった対応ができるかを検討していきますけれども、まだ対応策が決まっていないので、金額等は積算はしておりません。ただ、中間報告としていただいたところによりますと、急傾斜地と斎場整備地の間にはある一定の距離が設けられておりまして、そこがちょうどくぼみになっています。崩壊土砂、崖崩れ等の崩壊土砂のボリュームを今想定しているわけですが、まだ詳細なところではあり

ませんけれども、そのポケットのところで崩壊土砂は全部おさまるのではないかというような調査報告を伺っています。ただ、これは完全なものではありませんので、詳しい調査内容を踏まえて、災害対策のほうは検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 議員への説明の中では南部清掃工場の跡地は土地はただだということで、予算的にかからないからあそこへ持っていききたいというような説明の中で今まできたのですけれども、だんだん、だんだん道路整備でかかる、今度は橋りょうだ、また崖崩れのがと、幾らかかるのだろう、これ。安い値段ではなくなりますよね。関連で、関連ではまずいと委員長言うかもしれないですけれども、そういう議員に対しての今までの経過の中で、土地は安いけれども、進入道路でも何でもそういうのはもう前もって調べて、最低これだけはかかってきますという説明なぜ今までないのでしょうか。小出しで、またこれまだあるのではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） これからPFI事業として事業を進めていくに当たりまして、総事業費につきましてはこれから要求水準書及び実施方針の中で定めていきたいと考えております。そのためにこれからかかる費用全て議員の皆様及び市民には情報提供をしていきたいと考えております。よろしいでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 建物自体そういういろいろな面はPFIで民間活力を使ってやるということですから、そこに建物建てるまでの許可申請出すまでの道路整備もあるし、崖崩れ、これからもつくらなくてはならない、県のほうも私たちにはその説明がまだ来ていません。防潮堤というか、そういうのもまだはっきりしていないということですから、その辺もある程度概算で議員に説明していかなかったら、この斎場幾らかかるのでしょうか。何ぼPFIをつくって民間に任せようが、そこまで持っていくまでには莫大な資金を投入したら、ほかの土地を買ってしまったほうが本当に安いのではないかなと私思うのですけれども、はっきり早目に出してもらいたいのですけれども、どうでしょう、全体の建物以外の工事代を。これ早期に出していただきたいと思うのですけれども、どうでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 総事業費、建物以外全てにつきましては、総事業費については、早急にお示ししたいと考えております。それも踏まえまして、先ほど申し上げましたけれども、どういう規模の施設ができるかによってもまた変わってきますので、そこは実施方針、要求水準書の中であらかた形を決めて事業費のほうを算出したいと考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ小出しにしないで、大体建物だっとうある程度の平米数は決まっているのでしょから、そういうのを算出すれば外構工事とかそういう道路進入全部、崖崩れの防止も全部わかると思うのです。そんなに何十億円も変わらないと思うので、何千万円ぐらいで、変更があっても。その辺をしっかりと出していただいて、議員研究会でご説明をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 概算の事業費が出ましたらば、早急に議員のほうには説明のほうをさせていただきたいと思います。

なお、P F I の可能性調査というのを平成29年行いました。そのときにもやはり議員の方には説明したかと思うのですけれども、総事業費については約54億円、これは税抜きですけれども、建物に係る費用というのがやはり税抜きで35億円、約ですけれども、かかるような試算はできています。ただ、先ほど申したとおり内容によってかなり変わってきます。そこは精査しながら事業費のほうは詰めていきたいと思います。詰めましたらば、議員のほうには説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（古沢ちい子君） 次、いかがでしょうか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 35ページの社会福祉施設整備補助金についてお伺ひします。障がい者のグループホームを整備していただけるということで非常にありがたいですが、この内容について、詳細について伺ひます。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

まず、このグループホームについてのご説明なのですが、障がい者の日常生活及び社会生活を支援することを目的とし、障がい者のための共同生活援助の障がい福祉サービスを提供する施設であるということで、この施設整備のための補助を行うものなのですが、基本的に整備費の総額、全体の建築費等の総額から国とか都道府県、その他それぞれから補助を受けまして、それでその補助を受けた残りの額に対しまして2分の1の範囲内で補助をするというものでございまして、市のほうの規定で300万円が限度となっております、今回300万円を補助するというものでございまして、予定地なのですが、栃木市の梅沢町で予定しております、入居定員が11名を予定しておりますのでございまして、

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 先ほど松本委員が聞いた39ページの斎場再整備事業費、橋りょう6,700万円、これについてはもう既に議会には説明はあったと思います。ただ、時期が、時期がというより場所が決まらないので、執行できないだけで、私はそのように理解しているのです。

それで、次の先ほどのお話の中で交差点ですか、51ページ、これについても場所が決定したけれども、市長の考え方によって、選挙の中でいろんな意見聞いたと。その人たちの意見も大事にしなくてはならないということで、見直しということでこの道路もこの金額は示されていたと思うのです。ただ、そういう状況があったために今になって出してきたということで、補正的には私はおおむね決定した事項が時期はずれましたけれども、このような予算化されたということで全部で1億円、両方、橋りょうと工事費が8,000万円、交差点が幾らでしたっけ、1億何千万円というのは、これは当初から見込まれていた数字であって、委員さんに言われるとなかなか事務局もはっきり言えないところがあるのかなということで、これはもう一度確認しますけれども、この数字は今まで出ていましたよね。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 一応この工事の概要については、議員の方には説明したというように把握はしています。ただ、細かい金額までは説明はされていなかったのかなと思います。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 25ページのクビアカツヤカミキリの話なのですが、ここに50万円県の補助金をいただきますよね。それで、50万円の内訳は10万円かなと思うのですけれども、この算出方法が補助金額がどうのと書いてあるのです。これちょっと教えてくださいませんか。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） こちらの30万円掛ける3分の1掛ける5件ということなのですが、こちらにつきましては、大体木を切るのに見込みとして30万円を見込んでおりまして、このうち県の負担の額が3分の1ということになっております。今回今までの相談数を見込みまして5件の数を見込んでおりまして、県のほうからいただくお金は50万円という積算をいたしました。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） そうしますと、民間でも3分の1は負担しなくてはならないということですよ。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） これから爆発的に増えるのかなという心配があって、今度予算が非常にかか

ってくるということと、民間で恐らく10万円かかるのではないしよで切ってしまうかなとか、そういう話が出てくるかなと思うのだ。そういうところはちょっと心配するのです。ですから、今後できるだけ多くの人に知ってもらえるように話をし、PRして、できるだけ全額市のほうで補助するとか、そういう方法とっていかないと無理かなと思う。マツケムシのは全部国が補助して、全部切ってくれているわけだから、その方向で今後考えていかないと、10年たつと桜が必ず多くなるといような感じはするし、ほかの梅だとか桃つくっている人の被害が非常に大きくなっていくかなと思うので、よく観察して、今後しっかりと指導していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 要望でよろしいですか。

○委員（梅澤米満君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） 質疑。

白石委員。

○委員（白石幹男君） このカミキリムシの関連ですけれども、回覧板で私のところにも入ってきたのだけれども、その回覧板だと発見したときはこっちへ知らせてくださいというだけのものだったと思うのですけれども、防除の方法とかそういったのも市民に周知徹底すべきではないかなと思うのですけれども、そこら辺どうなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 確におっしゃるとおりなのですが、クビアカツヤカミキリ、特定外来生物ということなので、移動とかそのほかの対応とかが結構難しいことがありますので、まずは回覧で周知をいただきまして、クビアカツヤカミキリが発見された場合というか、バラ科の植物ということなので、その辺の植物についているということであれば、職員のほうが必ず訪問をしまして、現状を確認しまして、個別に対応の相談をしているという、そういう対応をしております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 成虫が見つかったということは、その周辺の桜とか梅とか何かの中にいるのだと思うのだけれども、うちにも桜とか梅とかありますので、そこら辺の発見というか、の仕方というのですか、なかなか成虫を見てもどこの木にくっついているのかというのはよくわからない部分もあるもので、ただ成虫見たら即市役所に知らせてくださいというだけで、市民としては対応だけでいいということなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 今のところ栃木市の状態では、爆発的に増えると言いつつも対応できる範囲ですので、お知らせをいただければ必ず市の職員のほうが訪問いたしまして、現地を確認すると。成虫がついていたらばネットを巻くとか、もしくは幼虫に対して薬をまいたほうがいいのかと

いうような、そういう相談をしながら対応しているところであります。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかの質疑はいかがでしょう。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 33ページで、個人番号カードマイキーID設定支援事業費ということ、2名雇うということみたいですが、ちょっと詳しい内容を教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） これにつきましては、国のほうで全額補助で来るやつなのですが、先ほどからマイキーIDというワードが出ているかと思うのですが、これについてはマイナンバーカードに口座番号のようなものを設定するというようなことで、設定するとそこにポイントをためられたりとかと、そういう作業が必要になります。今現在発行されているマイナンバーカードで既にお持ちの方大勢いらっしゃると思うのですが、その方たちには恐らくほとんどの方がまだこのマイキーIDについては設定がされていない。このマイキーIDを設定することによって、自治体ポイントとかそういったポイント制度を国が進めようとしているのですが、それを今年の後半、10月以降に補助金でその設定のための費用を補助するというので、栃木市としては機械等はあるので、臨時職員が今の状態ではとても対応し切れないので、2人臨時職員を雇って、そのマイキーID設定のための作業をやらせてもらおうという考えでいます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 2名必要というのは、どういう計算で2名なのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 現状でマイナンバーカードを担当しているのが1名ということで、これまでの状況ですと、マイナンバーカードの発行自体も新聞とかで発表されているのを見てご存じかと思うのですが、今年度中に公務員は全員取得しろとか、令和4年度までに全国民がマイナンバーカードを取得することを目標としてやれというようなことが国のほうから示されているわけなのですが、マイキーIDについては、とりあえずマイナンバーカードにマイキーIDだけをつけるというだけのための費用なので、1人ということだとちょっと対応し切れなくて、2人程度を想定しないとマイキーIDの設定はちょっと難しいかなということで、2人ということで設定をさせていただいたというところです。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 個人番号カードというものは、とらなければいけないというものではないと、これは強制ではないですよ、まずそこを確認しておきます。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 現在のところ強制ではありませんが、今後国のほうの考えですと健

康保険証としてマイナンバーカードを使用していくとかという方針がされているので、そうなってくると恐らくほとんどの方が持たなければならなくなるのではないかというふうな考えではおりません。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 究極の個人管理なので、この制度自体私はいかがなものかというのはずっと思っているのですが、あと公務員は全員とりなさいよというのが総務省のほうからあったというのが新聞でありました。なので、そのためにこの人たちを雇うのかなと思ったのですが、そうではないのですね。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） それはマイナンバーカードの支給のためということなので、これではなくて、あくまでもマイキーIDということで既に交付されている人、またはこれから受け取る方、特に自治体ポイント制度というのを国のほうが始めるに当たってポイントがもらえるのではマイキーIDを設定しようという民間というか、市民の方が大勢いらっしゃるのではないかということで、国が特に全額補助金を出すからそれを進めてくれということで、それに応じて栃木市のほうはこういった補正予算を組んだということです。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 当初予算のほうでマイナンバーに人をつけているというのは臨時職員がついてはいるのですけれども、そしてこれは職員に強制的にやるというわけではないということなのですが、そこでちょっと聞きたいのですが、総務省は職員に皆さんにとりなさいよと言っているのですけれども、個人的にとりたくないよという職員がいた場合には原課としてはどのような対応をされるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 一応マイナンバーカード自体の管轄は総合政策ではあるのですが、市民に関係している、配っているのがうちということなので、今回うちのほうでこういった補正とかを上げさせていただいてはいるのですけれども、とりあえず今年度中に取得しろというふうにはなっておりますが、罰則とかは特に設けておりませんので、とらない職員がいたからといって何らかがあるとかというものではないかと考えております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 関連なのですけれども、このマイキーID設定は臨時職員でこれ対応できるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） マイキーIDの設定については、マイナンバーカードを持ってきて

いただいて、それに国のほうとつながっているパソコンでコードを入れたりとかという設定なので、番号入れるという制度ですから、臨時職員で十分に対応できるというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 一般質問の中で副市長が栃木市の職員が多いと、小山市から比べても200名も多いと、そういう答弁があったのですけれども、なぜこのときに職員がこれだけ多い中でそういうふうに回すとか、そういうのができなかったのでしょうか、臨時職員雇わずに。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 最初のマイナンバーカードの支給のときにはそれ相当の体制、部内でも応援体制をつくって、マイナンバーカードを支給するという体制をつくってやらせていただいたところですが、ここのところの何年かの状況でいきますと、低空飛行というか、給付率も落ちついてしまっている感じで、国のほうもこれではいけないということで、急いで給付されるように、交付されるようにということで慌てて手を打ったのが今回の施策ではないかなというふうに思っていますので、とりあえずこのマイキーIDについても今年度の10月からは補助出ますけれども、来年からわからないというようなことですので、今年度はマイキーID設定するために臨時職員を雇いますけれども、来年度以降は自費というか、市費の一般予算になる可能性もあるということです。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 要望でいいですけれども、臨時で国からこういう補助金が出たからといって、これだけの職員がいるのですから、2名ぐらいなら臨時職員を出さなくてもやりくりすれば何とかなると思うのです。副市長なんかも200名もこれから削減するという中で、まだ今削減していないのですから、多少はしているのでしょうかけれども、その辺もこれからそういう国からといって1人や2人ぐらいの臨時職員雇わないでできるような体制をしっかりとっていただきたいと思います。要望で結構ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連ですけれども、マイキーIDというのもやっぱり個人情報に入りますのですけれども、そこら辺の情報漏えいとか、そういったことで臨時職員で対応していいのかどうかというのはどうなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） あくまでもカードの中に暗証番号を、暗証番号は当然本人が決めるのですが、それを設定する作業をやるというだけなので、カードの個人情報をアルバイトの職員が見るとか、そういったことではないので、単純作業というふうに考えておりますので、臨時職員で可能というふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 35ページで地域包括ケア推進のシステム改修業務委託で、事務効率を上げるためのシステム改修だというような説明を受けたのですが、詳しい内容を教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 私どものほうでやっている市単独の福祉事業というものが数多くございます。例えばおむつの給付であるとか、介護手当であるとか。これらのものにつきましては、全て一つのコンピューターシステムの中で総合福祉システムということで導入を2年前にいたしまして、それで管理を進めている、そういう状況でありますけれども、そのシステムの中、2年間使ってまいりまして、どうしてもここをもう少し精査して効率化する部分のところというものによって職員の時間外勤務であるとか、あるいは民生委員さん等へご負担をおかけする部分のところなくなる、そういう業務というものが出てまいりました。具体的には5月に行う高齢者実態調査、それと高齢者ふれあい相談員の割り振り、その部分のところについてシステムを強化することによって、まず職員の時間外労働を減らすということ、そして実際対応していただく民生委員さんのご負担を減らすと、そのことを目的に今回システム化の要望をさせていただいた部分でございます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに質疑いかがですか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 個人番号カードマイキーID設定支援、先ほども質疑の中で出てまいりましたけれども、公務員にこれをとらせるというまさに人権侵害も甚だしいと私は思っていますし、これが漏れたときにはどうなるのだと、財産から病歴から、今は病歴は入っていませんけれども、将来は必ず入ってくる。納税証明等も入ってくるということになってきて、市民のプライバシーが本当にこのことによって侵害されてくる。これは、事務担当者はつらい立場にいるかと思いますが、そこはきちんと自分たちの公務員職場ではそこだけは徹底して、住民の方にもこういう危険性があるというようなことをぜひお話ししながらやるのでしたらわかりますけれども、言われたままのみにしてやっているということになってきますと、市民のプライバシーどう守るのだということにも直接つながる可能性はあるので、本当にこのことをよく勉強して事に当たっていただきたいという要望でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 要望でよろしいですか。

○委員（針谷育造君） ええ、要望でいいです。

それと、先ほど土木費の道路改良工事費で、歳入の内訳を見ますと地方債5,330万円、それとその前の39ページの斎場再整備、これが地方債6,030万円、これが上がっているようですけれども、これは特例債に該当する起債ということになるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） こちらの財源内訳につきましては、合併特例債、事業費の9割が該当する事業となっております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

○委員（針谷育造君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに質疑いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第96号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第96号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第9、議案第97号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第97号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の11ページをお開き願います。令和元年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,310万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億3,979万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

今回の補正予算は、介護保険制度の改正に当たり、事業所台帳管理システムの改修が必要になったことによるものと、平成30年度介護給付費の確定により社会保険診療報酬支払基金への返還金が増額となったことによるものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の88、89ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の補正額は8万8,000円を増額するものであります。説明欄の介護保険システム改修事業費につきましては、介護報酬の改定により新設された特定処遇改善加算、実はこの前の議会で採択いただいて意見書として上げた部分のところの個別の加算ではなくて、そのときに説明で国の制度でも加算の制度ができているというような、今回の消費税が上がることに伴う加算制度ができたというその部分のところのものを特定処遇改善加算というふうに言いますが、その制度を反映させるための事業所台帳システムの改修を必要とするものでございます。

90、91ページをお開きください。7款1項2目償還金の補正額は1,302万円を増額するものであります。説明欄の国庫支出金等返還金につきましては、平成30年度の介護給付費等の確定により社会保険診療報酬支払基金、これは第2号被保険者分の40から64歳の方の部分のところを一括して管理している機関でございますが、そこへの返還金が生じたことによるものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、86、87ページをお開きください。4款2項4目介護保険事業費補助金の補正額は4万4,000円を増額するもので、システム改修に対する国からの2分の1の補助金であります。

次の9款1項4目その他一般会計繰入金の補正額は4万4,000円の増額で、システム改修に対する一般会計からの事務費繰入金であります。

次の10款1項1目繰越金の補正額は1,302万円の増額で、今回の補正財源に前年度繰越金を充てるものであります。

以上をもちまして令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 89ページでシステム改修だということで、その理由は消費税の増税だということなのですが、介護保険上で消費税ということですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 済みません。説明が足りなかったようで、消費税が増税されることによって、国のほうから財源として特定処遇加算、いわゆる介護職員の給与アップのための加算というものが新設されました。その新設された部分のところというものを事業所ごとに台帳管理をしているシステムに反映させないと、その処遇改善、給料のプラス分の管理ができない状況になってしまいますので、その部分を反映させるために事業所のシステムというものを改修する、そんな部分のところのものであります。

○委員長（古沢ちい子君） ほか質疑いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第97号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

◎閉会の宣告

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後 零時07分）